

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条本文中「使用時間」を「利用時間」に、「使用を」を「利用を」に改め、「まで」の右に「を標準として、京都市宇多野ユースホステル条例（以下「条例」という。）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める時間」を加え、同条ただし書を削る。

第2条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条本文中「京都市宇多野ユースホステル条例（以下「」及び「」という。）」を削り、「使用の」を「利用の」に、「京都市宇多野ユースホステル使用許可申請書（別記様式）を」を「指定管理者が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、」に改め、「条例第3条第1項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削り、同条ただし書を削る。

第3条本文中「使用する」を「利用する」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第4条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都市宇多野ユースホステルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（産業観光局観光 MICE 推進室）